

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都品川区東品川一丁目14番5号

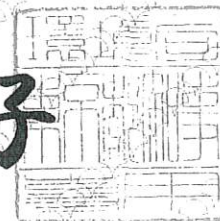
氏名 株式会社アール・イー・ハヤシ
代表取締役 林 良男

公開用

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年12月18日

許可の有効年月日 平成35年12月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉞さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(以上16種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上4種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

住所：東京都大田区東糞谷一丁目7番1号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から19時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 5月 27日 新規許可

平成 30年 12月 18日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号：4-17-A0039



東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

2 積替え保管施設
 住所：東京都大田区東糀谷一丁目7番1号
 積替え保管面積：832.85㎡ 最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	ドラム缶 2個	0.76 m ³
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	ペール缶 1個	0.02 m ³
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に限る)	ペール缶 1個	0.02 m ³
	合計保管量	0.80 m ³

(以下余白)

公開用